

児童福祉法に基づく助産及び母子保護の実施費用の徴収に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年5月28日

香芝市長 三橋和史

香芝市規則第20号

児童福祉法に基づく助産及び母子保護の実施費用の徴収に関する規則の一部を改正する規則

児童福祉法に基づく助産及び母子保護の実施費用の徴収に関する規則（平成3年規則第19号）の一部を次のように改正する。

第1条中「昭和22年法律第164号」の次に「。以下「法」という。」を加え、「同法第22条及び第23条の規定による助産又は」を「法第22条の規定による助産の実施（以下「助産の実施」という。）又は法第23条の規定による」に、「保護の実施」を「母子保護の実施」に、「をした場合における当該保護に要する」を「に係る」に改める。

第2条第1項中「保護の実施に要する費用を、当該保護を受けた者（以下「被保護者」という。）」を「助産の実施又は母子保護の実施に要する費用を、当該助産の実施若しくは母子保護の実施を受けた者（以下「被保護者」という。）又はその扶養義務者（民法（明治29年法律第89号）に定める扶養義務者をいう。）（以下「納入義務者」という。）」に改め、「月額により」を削り、同条第2項中「別表の被保護者の属する世帯の階層区分によるもの」を「助産の実施にあつては別表第1に定める額とし、母子保護の実施にあつては別表第2に定める額」に改める。

第3条を削る。

第4条第1項中「同条第1項に規定する被保護者（以下「納入義務者」という。）」を「納入義務者」に改め、同条第2項中「前項の」の次に「規定による」を加え、「第2号様式」を「第1号様式」に改め、同条を第3条とし、第5条を第4条とする。

第6条第2項中「前項の」の次に「規定による」を加え、「第3号様式」を「第2号様式」に改め、同条を第5条とし、第7条を第6条とする。

別表を削り、附則の次に別表として次の2表を加える。

別表第1（第2条関係）

助産の実施に係る徴収額

| 妊産婦の属する世帯の階層区分 | | 徴収額（円） |
|----------------|----|--------|
| 階層区分 | 定義 | （1件） |

| | | | |
|----|---|-------------------|-------|
| A | 生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護世帯（単給世帯を含む。）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付受給世帯 | | 0 |
| B | A階層を除き、当該年度分（4月から6月までの月にあつては、前年度分。以下この表において同じ。）の市町村民税非課税世帯 | | 2,200 |
| C | A階層を除き、当該年度分の市町村民税課税世帯であつて、均等割の額のみ（所得割の額のない世帯） | | 4,500 |
| D1 | A階層及びC階層を除き、当該 | 9,000円以下 | 6,600 |
| D2 | 年度分の市町村民税課税世帯であつて、その市町村民税の所得割の額が次の区分に該当する世帯（助産の実施を受ける真にやむを得ない理由がある場合に限る。） | 9,001円以上19,000円以下 | 9,000 |

備考

- この表における「均等割の額」とは、地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第1号に規定する均等割の額をいい、「所得割の額」とは、同項第2号に規定する所得割（この所得割を計算する場合には、同法第314条の7、第314条の8、同法附則第5条第3項及び第5条の4第5項の規定は適用しないものとする。）の額をいう。なお、同法第323条に規定する市町村民税の減免があつた場合には、その額を所得割の額又は均等割の額から順次控除して得た額を所得割の額又は均等割の額とする。
- 所得割の額を算定する場合において、地方税法第318条に規定する

賦課期日現在に指定都市（地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市をいう。以下同じ。）の区域内に住所を有する者であるときは、指定都市以外の市町村の区域内に住所を有するものとみなして、所得割の額を算定するものとする。

3 助産の実施は、妊産婦が次の各号のいずれかに該当するときは行わないものとする。

(1) 妊産婦の属する世帯がこの表に掲げる階層区分のいずれにも該当しないとき。

(2) 妊産婦の属する世帯の階層区分がA階層又はB階層である場合を除き、妊産婦が社会保険（健康保険、日雇労働者健康保険、国民健康保険、船員保険、国家公務員共済組合、公共企業体職員等共済組合、地方公務員等共済組合又は私立学校教職員共済組合等をいう。以下同じ。）の被保険者、組合員又は被扶養者でその社会保険において出産育児一時金等の出産に関する給付を受けることができる額（医学的管理の下における出産について、特定出産事故に係る事故が発生した場合において、出生者の養育に係る経済的負担の軽減を図るための保証金の支払に要する費用の支出に備えるための保険契約（出生者等に対して総額3,000万円以上の補償金を支払うものに限る。）が締結されており、かつ、特定出産事故に関する情報の収集、整理、分析及び提供の適正かつ確実な実施のための措置を講じている場合に、その保険料相当額として支払われる額を除く。以下「出産一時金」という。）が488,000円以上であるとき。

4 出産一時金の給付を受ける場合（備考3(2)に該当する場合を除く。）は、その出産一時金の額にB階層にあつては20パーセントを、C階層にあつては30パーセントを、D1階層及びD2階層にあつては50パーセントをそれぞれ乗じて得た額をこの表の徴収金（妊産婦が入所した日から退所した日までの期間に係る徴収金をいう。）に加えるものとする。

別表第2（第2条関係）

母子保護の実施に係る徴収額

| 各月初日の被保護者の属する世帯の階層区分 | | 徴収額（円） （月額） |
|----------------------|--|----------------|
| 階層区分 | 定義 | |
| A | 生活保護法による被保護世帯（単給世帯を含む。）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促 | 0 |

| | | | |
|-----|---|------------------------|---|
| | 進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯 | | |
| B | A階層を除き、当該年度分の市町村民税非課税世帯 | | 1, 100 |
| C | A階層を除き、当該年度分の市町村民税課税世帯であって、均等割の額のみ（所得割の額のない世帯） | | 2, 200 |
| D 1 | A階層及びC階層を除き、当該年度分の市町村民税課税世帯であって、その市町村民税の所得割の額が次の区分に該当する世帯 | 9, 000円以下 | 3, 300 |
| D 2 | | 9, 001円以上27, 000円以下 | 4, 500 |
| D 3 | | 27, 001円以上57, 000円以下 | 6, 700 |
| D 4 | | 57, 001円以上93, 000円以下 | 9, 300 |
| D 5 | | 93, 001円以上177, 300円以下 | 14, 500 |
| D 6 | | 177, 301円以上258, 100円以下 | 20, 600 |
| D 7 | | 258, 001円以上348, 100円以下 | その月のその入所世帯に係る母子保護の実施の費用の支弁額（全額徴収。ただし、その額が27, 100円を超えるときは27, 100円とする。） |
| D 8 | | 348, 101円以上456, 100円以下 | その月のその入所世帯に係る母子保護の実施の |

| | | |
|-------|----------------------|---|
| | | 費用の支弁額（ 全額徴収。ただし、その額が34,300円を超えるときは34,300円とする。） |
| D 9 | 456,101円以上583,200円以下 | その月のその入所世帯に係る母子保護の実施の費用の支弁額（全額徴収。ただし、その額が42,500円を超えるときは42,500円とする。） |
| D 1 0 | 583,201円以上704,000円以下 | その月のその入所世帯に係る母子保護の実施の費用の支弁額（全額徴収。ただし、その額が51,400円を超えるときは51,400円とする。） |
| D 1 1 | 704,001円以上852,000円以下 | その月のその入所世帯に係る母子保護の実施の費用の支弁額（全額徴収。ただし、その額が61,200円を |

| | | |
|-----|--------------------------|---|
| | | 超えるときは61,200円とする。) |
| D12 | 852,001円以上1,044,000円以下 | その月のその入所世帯に係る母子保護の実施の費用の支弁額（全額徴収。ただし、その額が71,900円を超えるときは71,900円とする。) |
| D13 | 1,044,001円以上1,225,500円以下 | その月のその入所世帯に係る母子保護の実施の費用の支弁額（全額徴収。ただし、その額が83,300円を超えるときは83,300円とする。) |
| D14 | 1,225,501円以上1,426,500円以下 | その月のその入所世帯に係る母子保護の実施の費用の支弁額（全額徴収。ただし、その額が95,600円を超えるときは95,600円とする。) |
| D15 | 1,426,501円以上 | 全額徴収 |

備考

- 1 この表における「均等割の額」とは、地方税法第292条第1項第1号に規定する均等割の額をいい、「所得割の額」とは、同項第2号に規定する所得割（この所得割を計算する場合には、同法第314条の7、第314条の8、同法附則第5条第3項及び第5条の4第5項の規定は適用しないものとする。）の額をいう。なお、同法第323条に規定する市町村民税の減免があった場合には、その額を所得割の額又は均等割の額から順次控除して得た額を所得割の額又は均等割の額とする。
- 2 所得割の額を算定する場合において、地方税法第318条に規定する賦課期日現在に指定都市の区域内に住所を有する者であるときは、指定都市以外の市町村の区域内に住所を有するものとみなして、所得割の額を算定するものとする。
- 3 この表の規定によりB階層と認定された世帯であっても、次に掲げる世帯である場合には、同表の規定にかかわらず、当該階層の徴収額は0円とする。
 - (1) 扶養義務者のいない世帯
 - (2) 母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第6条第1項に規定する配偶者のない女子であって、現に児童を扶養しているものの世帯
 - (3) 次に掲げる者（社会福祉施設に措置された者、法第24条の2により障害児入所施設を利用する児童、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）第6条の自立支援給付の受給者（障害者総合支援法第5条第6項、第7項、第12項、第13項及び第14項のサービスに限る。）又は障害者総合支援法附則第22条の特定旧法受給者を除く。）を有する世帯
 - イ 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条に定める身体障害者手帳の交付を受けた者
 - ロ 療育手帳制度要綱（昭和48年9月27日厚生省発児第156号）に定める療育手帳の交付を受けた者
 - ハ 特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）に定める特別児童扶養手当の支給対象児又は国民年金法（昭和34年法律第141号）に定める国民年金の障害基礎年金等の受給者
 - ニ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第1

23号) 第45条に定める精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者

(4) 保護者の申請に基づき、生活保護法(昭和25年法律第144号)に定める要保護者等特に困窮していると市長が認めた世帯

第1号様式及び第2号様式を次のように改める。

第1号様式（第3条関係）

助産及び母子保護実施費用徴収金決定（変更）通知書

第 号
年 月 日

様

香芝市福祉事務所長



児童福祉法に基づく助産及び母子保護の実施費用の徴収に関する規則第2条第2項の規定による徴収金の額を次のとおり決定（変更）しましたので、通知します。

なお、徴収金は、毎月分をその月の末日までに別途送付する納入通知書により指定の場所に納入してください。

| | | | |
|---------------|--------|--------|------|
| 被保護者氏名 | | 施設名 | |
| 徴収金の額 | 年 月分から | 年 月分まで | 月額 円 |
| 備考 (変更の理由) | | | |

(教示)

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、香芝市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、香芝市を被告として（訴訟において香芝市を代表する者は香芝市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

第2号様式（第5条関係）

助産及び母子保護実施費用徴収金減免申請書

年 月 日

香芝市長

住 所

氏 名

電 話 番 号

児童福祉法に基づく助産及び母子保護の実施費用の徴収に関する規則第5条第2項の規定により、次のとおり徴収金の減免を申請します。

| | | | |
|-------------------|--|-----|--|
| 被保護者氏名 | | 施設名 | |
| 減免を受けようとする 期 間 | 年 月分から 年 月分まで | | |
| 徴 収 金 の 額 | 月 額 円 | | |
| 減免を受けようとする 事 由 | <input type="checkbox"/> 天災その他の災害により家屋等について甚大な被害を受けたため <input type="checkbox"/> 病気等により著しく生活が困難であるため | | |

添付書類

上記の事由を証明する書類

備考 住所及び氏名欄は、署名又は記名押印をしてください。

第3号様式を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。